附則第三十一条の見出しを「（平成二十四年一元化法改正前国共済法による長期給付）」に改め、同条中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第一号中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第三十二条第二項第一号及び第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第三項中「第四十一条、第四十六条第二項」を「第四十六条第二項及び第百十六条の規定並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十一条」に、「、第百十四条及び第百十六条の規定」を「及び第百十四条の規定」に、「同法第五条第一項」を「国家公務員共済組合法第五条第一項」に改め、「（第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。）」を削り、「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第四項中「厚生年金保険の実施者」を「厚生年金保険の管掌者」に、「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法による」を「当該政令で定める規定により支給の停止が行われる」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「改正後国共済法」及び「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第二号中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第六項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改め、同条第七項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十一項及び第十四項中「国家公務員共済組合法」及び「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十五項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第三十三条の二中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第四十二条第二項及び第五十四条の二中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十五条第二項中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

附則第五十六条第二項及び第五十七条第二項中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条」に改める。

附則第五十八条中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

附則第六十一条中「第三条の規定による改正後」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前」に改め、「「育児休業手当金」とあるのは「育児休業手当金並びに平成八年改正法附則第十六条第一項、第二項及び第七項に規定する年金たる給付並びに平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合（平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む。）が平成八年改正法附則第三十二条第二項の規定により支給するものとされた同項第一号に規定する年金たる長期給付、同項第二号に規定する一時金たる長期給付及び一時金たる給付並びに同項第四号に規定する一時金たる給付」と」を削る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十二条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改める。

附則第二十一条第二項中「並びに第二十条第二項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項」に改め、同条中第十四項を第十七項とし、第十三項を第十六項とし、第十二項を第十五項とし、同条第十一項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十項を第十三項とし、第九項を第十二項とし、第八項の次に次の三項を加える。

9　昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十項に規定する旧地方公務員共済組合員期間（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

10　昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十項に規定する旧地方公務員共済組合員期間（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

11　昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十一項に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第十三条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「附則第十九条第二項及び第四項第二号」を「第八十四条の三」に、「年金たる保険給付」を「同条に規定する政令で定める保険給付」に改める。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項、第十九項及び第二十項」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十二項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第七十七条」を「第七十七条第一項」に、「第七十八条、第九十条第一項及び第四項」を「第七十八条第一項、第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「同法第五条第一項各号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び次項において「平成二十四年一元化法」という。）の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林共済年金のうち遺族共済年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。